

現 場 説 明 書

１．工 事 番 号 受 第４号

２．工 事 名 川越幼稚園電話設備更新工事

３．工 事 場 所 三重県三重郡川越町大字 豊田一色 地内

４．規 模 設計図書による

５．工 事 概 要 電気設備工事（電話交換機及び電話機更新）

６．工 期 契約の日より令和９年３月３日

７．工程表等の提出

受注者となられた方は、契約締結後所定の時期に次の書類を監督員に提出すること。

①着 工 届

②監理技術者（又は主任技術者）及び現場代理人等通知書

③工 程 表

④上記以外、監督員の指示する書類

８．設計図書に関する質問

期 間 ： 入札公告に記載のとおり

提 出 場 所 ： 川越町役場 産業建設課

※質疑のある場合のみ提出すること。また、質疑書は、Ａ４版サイズで社名を記名の上、郵送・電子メール・ＦＡＸ・窓口持参のいずれかにて提出すること。（窓口持参以外の方法にて提出の場合は、電話にて到達確認を行うこと。）
（様式自由）

９．設計図書の優先順位

①現場説明書及び質疑回答書

②特記仕様書

③設計図面

④共通仕様書

１０．設計図書について

入札公告に記載のとおり

１１．そ の 他

①入札時に、積算根拠資料である設計総括表（以下、「資料」という。）を提出すること。

②資料の表紙に、工事名・入札者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）を記入し、押印（入札参加資格登録申請の際に、使用印鑑届により届出したものを使用）をすること。

③資料の表紙およびNo.1に積算金額を記入すること。

④資料は当町が発行する金抜設計書を使用し提出すること。

⑤資料中の設計書数量は、参考資料であるので、各社の責任において積算すること。

⑥当積算において、各経費は円単位まで計上した後、一般管理費にて工事価格が千円止となるよう端数処理をしている。

⑦工事による近隣の苦情については、受注者の責任において解決すること。

⑧道路、公共物、私有物等に汚損、破損を生じた場合は、速やかに修復すること。

⑨工事車両等の進入路は、現状復旧すること。

⑩仕様明記のない使用材料については、監督員が決定するものとする。

⑪仮設物設置、既設物改修等について、当局及び関係機関と十分打合せすること。

⑫施設を運営しながらの工事となるため、工事期間中は園児等の安全を最優先し、施設管理者及び監督員と十分協議を行い、工程を決定すること。

⑬更新工事の際に仮設の電話機を設ける等、必要となる対応を行い、施設利用に影響が生じないようにすること。

⑭工事の騒音、振動、停電等が予想される工種については、冬休み等の長期休暇を活用し、施設利用者への影響を最小限にし、それに努めること。

⑮本工事は、同時期に発注する川越幼稚園保連携型認定こども園化改修工事と工事範囲が重複する為、両方の工事に支障が出ないように川越幼稚園保連携型認定こども園化改修工事の受注者、監理者、監督員と工事内容や工程について十分協議を行い、円滑に工事を進めること。

⑯共通費は、改修電気設備工事にて算定している。経費率算定工期（Ｔ）については、5.0月としている。

⑰公共建築工事積算基準（令和５年版）に基づき算出している。

⑱発生材、残材等は「建築工事に係る資材の再資源化等に関する法律」、「三重県建設副産物処理基準」等関係法令に適合させること。

⑲発生材、残材等は業者の責任にて、法的許可業者又は法人への指定地処分とすること。また、マニフェストを提示すること。

⑳土日完全週休２日制工事（発注者指定型）対象工事につき、川越町週休２日制工事試行要領〔令和８年８月（改定）〕に基づき施工してください。なお、土日完全週休２日制に関する経費補正は行わないものとする。

【問い合わせ先】

川越町役場 産業建設課

TEL 059-366-7117 FAX 059-364-2568

Mail k-kense@town.kawagoe.mie.jp